

更生訓練所だより



目 次

更生訓練所だより

(第3号)

発行:2006.3

- ・ 障害者自立支援法について
- ・ ニュース
 - 高次脳機能障害支援モデル事業の終了について
 - 平成17年度障害者週間記念式典を終えて
- ・ 職能訓練の紹介
- ・ 理療教育課程
 - 学ぶ力の向上を支援する
 - 効果的な教育体制の確立に向けた取り組み

- [第27回理療教育課程卒業式](#)
- ・ [利用者募集のご案内](#)
- ・ [編集後記](#)

[更生訓練所だよりホームページへ...](#)

障害者自立支援法について

障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、平成17年11月に障害者自立支援法が公布されました。ここでは障害者自立支援法の概要と法施行により、国立障害者リハビリテーションセンター更生訓練所がどのように変わるのかを説明いたします。

○障害者自立支援法について

障害者自立支援法の基本となる考え方は、(1)障害の種別(身体、知的、精神)にかかわらず必要とするサービスを利用できるように施設・事業を再編(2)利用者本位のサービス体系に再編(3)雇用施策との連携による就労支援の抜本強化(4)障害程度区分により支給決定の透明化・明確化(5)安定的な財源確保の5つのポイントで整理することができます。

利用者負担の仕組みと障害に係る自立支援医療(公費負担医療)は平成18年4月、福祉サービスの体系や補装具と日常生活用具等の制度は平成18年10月から変わることになっており、障害施策はこれまでにない大きな転換期を迎えようとしています。

○障害者自立支援法と更生訓練所

今回の障害者自立支援法の大きな柱の一つに「利用者本位のサービス体系に再編」があります。障害者自立支援法では、これまでの障害種別ごとに提供されてきた33種類の施設、事業体系を、6つの日中活動と住まいの場に再編しています。更生訓練所の指導部・職能部が行う事業は、日中活動の自立訓練事業と就労移行支援事業、住まいの場の施設入所支援を、理療教育部が行うあはき師の養成事業は、資格取得型の就労移行支援事業と施設入所支援を提供する障害者支援施設として埼玉県の指定を受けて運営が行われることとなります(図1参照)。

障害者自立支援法により利用者負担の見直しが行われるこの4月から、新事業に円滑に移行できるよう実施可能なサービスは試行的に行い、国立施設として先導的な役割を果たしたいと考えています。

次に更生訓練所の新事業の内容と新事業に向けた取り組みの一部をご紹介します。まず、理療教育部が行う資格取得型の就労移行支援事業(あはき師の養成事業)は、専修学校という性格もあることから大きく事業内容の変更は行われませんが、新事業の展開にあたっては良質なサービスの提供を主眼に置いています。

指導部と職能部では、自立訓練事業と就労移行支援事業を有機的に組み合わせた支援体制を整え、重度かつ重複の障害をもつ方の就労が実現できるような質の高いサービスを目指します。これまでのように職業的な知

識や技能の習得だけに着目するのではなく、基本的な労働習慣の確立や訓練終了後の地域生活でも主体的に生活できるようエンパワメントを高めることを目標に新事業のプログラムを準備しています。また、国立障害者リハビリテーションセンター各部門の協力のもと、センター内職場体験実習を実施することになっており、センター全体での横断的な事業展開を目指しています。そして、新事業に向けた大幅な組織再編にも取り組むことにしています。事業体系がいくら変わっても、これまでどおりの縦割りの組織では根源的な問題は解決できず、将来を見据えた変化に即応できる体制づくりは困難です。したがって、指導部と職能部は組織を一体化し、職務内容も固定化せず一人の職員が複数の役割を担う体制にすることで、柔軟かつ機動的な組織を目指しています。

最後に障害者自立支援法による新事業に向けた更生訓練所の取り組みは、まだ緒についたばかりです。障害をもつ方たちに更生訓練所のサービスを選択してもらえるよう、引き続き訓練プログラム・支援方法の検討・充実を図り、その成果を全国に発信していきたいと考えています。



図 1

高次脳機能障害支援モデル事業の終了について

平成13年度から当センターをはじめ、全国12拠点病院において高次脳機能障害支援モデル事業として、高次脳機能障害に対する診断、治療、機能回復訓練の他、社会復帰支援や生活・介護支援を試行的に行い、症例を集積し、標準的な「評価基準」、「支援プログラム」の開発を進めてきました。

平成16年度からの2年間は、当センター更生訓練所ではモデル事業の一環として、高次脳機能障害者コースを設け、身体障害の認定を受けていない(身体障害者手帳を所持していない)高次脳機能障害者6名を受け入れ、各個人別に「支援プログラム」を作成し、支援を行ってきました。

また、高次脳機能障害支援モデル事業を実施することにより当センター更生訓練所の利用者にも肢体不自由、視覚障害に併せ高次脳機能障害を有する障害者の利用が増加しており、その方々に対しても、個々の障害特性に合わせた生活訓練、職業準備訓練、職業訓練のよりよい支援を検討、実施してきました。

モデル事業は、平成18年3月31日で終了しますが、4月以降は一般施策化されることになり、精神障害者保健福祉手帳を所持していれば、当センター更生訓練所の利用ができることとなります。更生訓練所としても、モデル事業で培った支援方法をもとに、高次脳機能障害者のよりよい支援を継続する予定です。



平成17年度障害者週間記念式典を終えて

去る平成17年12月3日(土)から9日(金)までは障害者週間でした。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

当センターにおきましても、障害者の社会参加の推進と障害者問題に対する国民一人一人の理解を深めることを目的とし、当センター講堂において12月9日(金)13時半から障害者週間記念式典を開催し、当センター佐藤総長、国立職業リハビリテーションセンター市川所長の挨拶の後に、永きに亘って当センター利用者のボランティア活動においてご尽力をいただいていた方々に対し、感謝状及び記念品を贈呈し、感謝の意を表しました。

今年のボランティア表彰対象者は16名で、当日は6名の方々が式典に参加されました。

来年度以降は、障害者週間の趣旨に沿い、地域の方にも参加していただけるよう努めたいと思います。



職能訓練の紹介

更生訓練所では、一般リハビリテーション課程において職能訓練を実施しています。

でも、利用者・ご家族のみなさんの中には、「職能訓練ってどんなことしてるの?」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

職能訓練について知っていただけるよう、各ワークショップと自動車訓練のご紹介をいたします。

第1ワークショップ

第1ワークショップでは、「機械」「機械製図」「電気・電子」「簡易作業」といった工業的な訓練を行っています。

「機械」は、立位の方が中心で車椅子利用者にとっては雇用の機会が少ない職域です。「機械製図」は、CAD(コンピューターを利用した設計・製図。または、そのための機能を組み込んだシステム)の急速な普及により、車椅子利用者や上肢機能に障害がある方にも職域が広がってきました。「電気・電子」は、組み立てといったライン作業から専門知識や技能が要求される商品開発や設計といった仕事まで幅広く求人があります。「簡易作業」は、平成16年度から始まったもっとも新しい訓練で、内容は、工業分野で必要な基礎的な作業(切断・手仕上げ・選別・梱包・清掃等)や基本的な機械や工具の取り扱い、安全知識等を身につけます。



訓練は、幅広い求人職種に対応できることを目的に行っています。どの訓練においても、視覚障害の方もご本人が出来る範囲での訓練は可能です。

年一回の10月の並木祭(文化祭)では、訓練成果の発表の機会として、自作のゲームで楽しんでもらったり、機械彫刻機で作成したオリジナルバッジ等を景品としてあげたりしています。また、ダンボール車椅子試乗等さまざまな企画で地域の皆様との交流を楽しみにしています。

第2ワークショップ

第2ワークショップでは、「織物」「トールペイント」などの訓練を実施しています。修了生の方々は、趣味・生き甲斐として、また自営の手段としてここで習得した技能を活用されています。

その中で視覚65期の田中麻美さんから作品展・作業所協賛で地方紙に取り上げられたと資料を送っていただきました。2001年に修了し2005年に道内で転居、新しい環境の中で織物を通した関係作りも始まり、織り地に付けたテーマ「雪降る夜の贈り物」等会場には地域の方とのふれあいがあり「障害があっても色々なことが出来ることを周囲の方たちが理解してくれるようになった」と感想を聞いています。今後も連絡取り合いながら支援を続けたいと思います。



第3ワークショップ

第3ワークショップでは「一般事務」「製版」「パソコン」などの訓練を実施しています。今回は、3ワークでの一般事務訓練で技術を磨き、一般就職という目標を達成し、現在は給与計算の仕事をしている、修了生の肢体107期木村和宏さんから、後輩の利用者のみなさんへ近況報告と励ましのお手紙が届いておりますので、ご紹介致します。

利用者のみなさんへ

木村和宏

利用者のみなさん、こんにちは。私は現在3ワークで学んだ経験を生かして事務職として働いています。

実際に会社に入ってみると職場の雰囲気慣れるのが大変だったり、訓練で学んだことよりも高いレベルの知識を求められたりと、戸惑うこともありますが、3ワークで学んだことが基礎になっているので、これからも勉強を続けていきたいと思います。みなさんも訓練をするなかで壁にぶつかることもあるかもしれませんが、自分を信じてがんばってください。

それともう一つ、センターではできるだけ多くの人とふれ合い、そのなかで自分の可能性を見出してほしいと思います。

第4ワークショップ

第4ワークショップでは、「クリーニング」訓練を実施しています。修了生のみなさんは、クリーニング関連はもちろんですが、厳しい訓練で培った体力や精神力を活かし、販売など様々な方面で活躍されています。今回は、その中のお一人をご紹介します。

写真は一般就職して5年目を向かえた、肢体85期の修了生、重川和幸さんです。重川さんは事故で障害を負われ、リハビリ後に、更生訓練所に入所しクリーニング訓練を希望されました。

4ワークの集団訓練において努力され、スーパーの株式会社ヤオコー嵐山店に就職されました。株式会社ヤオコーさんでは、障害者雇用に大変に前向きで、長期的な視点で支援していただいています。重川さんは就職してから日々、苦労の連続だったとのことですが、それを乗り越え、現在では、店内の基本的な業務以外に発注、データー入力等をこなされています。



自動車訓練室

自動車訓練室では、運転免許取得後に障害が発生した方、障害の状態が変わった方、障害後長期間運転を中断されていた方等を対象に、障害の状態に応じた運転補助装置が装備された自動車を安全に運転できるようにするための自動車運転訓練を実施しています。

これまで、更生訓練所利用者及び病院入院患者の方々が主な対象でしたが、平成17年6月から、肢体不自由の方については通所による習熟訓練も始めました。





123



学ぶ力の向上を支援する ～図書利用支援と学習相談窓口について～

I 図書利用支援

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師を目指す方々にとって、図書室の利用は学習を円滑に進めるうえで欠かせません。

点字図書室には点字、墨字、カセットテープ、DAISYの各媒体による医学関係図書や参考図書があります。また、点字データをダウンロードできる「ないぶネット」のシステムも導入されています。

さらに、図書目録を墨字版、点字版、電子データ版で作成するなど、利用率アップを図ってきました。しかし、利用は特定の方々に限られていました。

そこで、平成17年度は毎週火曜日の放課後15:30～16:30の間、教官が図書室に詰めて、利用者の図書利用に関する相談を直接受けることにしました。いわゆるリファレンス・サービスです。

4月当初、来談者は少なかったのですが、2ヶ月後には倍増し、平成18年1月現在で延べ39件の相談がありました。相談内容は図書利用だけでなく、学習や障害そのものに関するものまで多岐にわたっています(図参照)。

来年度も継続して実施し、利用者の学習の一助に努めたいと計画しております。



点字図書室にて 受付の中村さん(左)と乙川教官(右)

II 学習相談窓口の試行

今年度後期が始まって間もない10月3日から、学習相談窓口を試行中です。

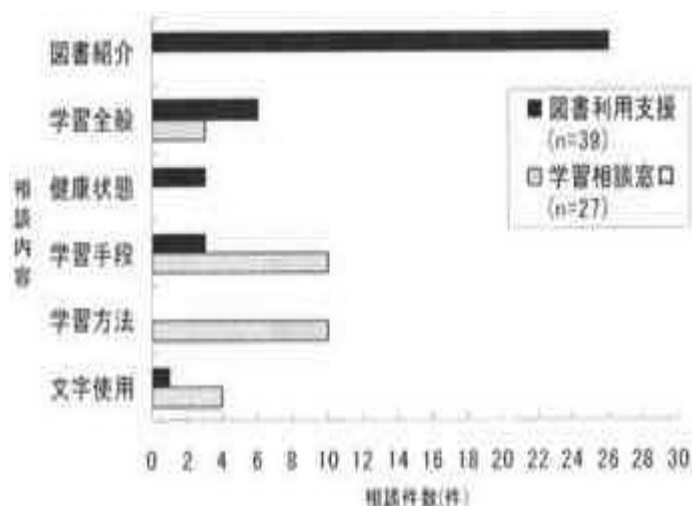
理療教育課程の中には、適切な学習手段や学習方法を見出せずに試行錯誤を繰り返す方がいらっしゃいます。意欲がありながら学習不振に陥るのは辛いことです。

この課題を解決するために、理療教育部では、利用者の皆さんが授業、自主学習、試験の各場面で使用されている筆記具や学習補助具の実態を捉えるための調査を継続してきました。そして、調査の過程から、理療教育部内に学習相談に関する窓口の設置が求められていることがわかって参りました。

現在、4名の係を中心に、(1)学習手段、(2)全盲者の学習方法、(3)西洋医学に関する相談、(4)東洋医学に関する相談、などに応じる態勢を整えて実施中です。

試行を始めて4ヶ月。平成18年1月現在で延べ27件の相談がありました。相談内容は、(1)学習手段の導入や使用法、(2)学習方法に関するもの、(3)点字を含めた文字使用に関するものをはじめ、図書利用支援同様、科目の内容への質問や学習の不安など学習全般にわたっており、ニーズの高さがうかがえます(図参照)。

来年度は、図書利用支援を含め、他の教官との連携を図りながら業務への移行を進めていく予定です。そして、調査研究を継続しながら、利用者の皆さんが円滑に学習できる環境づくりを“こつこつ”と進めていく予定です。



図書利用支援と学習相談の相談件数と内容



効果的な教育体制の確立に向けた取組み 専門課程3年での目標別学級編成の実施状況

理療教育部では教育体制を見直し、受験学年である専門課程3年で平成16年度まで一部の科目で実施されていた習熟度別学級編成をより効果的な授業を目指し、目標別学級編成に改め平成17年度より試行しております。専門課程3学年の目標別学級編成の目的と学習目標は次のとおりです。

目 的

教育目標別の学級編成とすることにより、利用者のニーズにできるだけ対応した学習環境を確保することを目的とする。

学級の目標 専門3年

1組(基礎コース):

あま指師資格取得を最優先目標とする。

2組(標準コース):

あはき師資格取得を最優先目標とする。

3組(発展コース):

資格取得のみならず、臨床的知識・技能の向上を目指す。

各学級の編成の決定に当たっては、利用者の意向に対して十分尊重し配慮されるよう実施されました。

年度当初、基礎コースクラス12名、標準コース11名、発展コース9名でスタートしました。

利用者へ実施した目標別学級編成についてのアンケート結果からも、目標別にクラスを編成したことにより、一般的傾向同様、特に目標を高く掲げたクラスと、目標を絞ったクラスに良い効果が現れているようです。

その例をいくつか挙げました。

- 1 クラスが同じ目標を持つ人たちだったので学びやすかった。
- 2 教官も、概ね目標に合わせた教え方をしていた。
- 3 必要に応じて実技を取り入れ、わかりやすかった。
- 4 課題発表やディスカッションを取り入れるなど、参加型授業が良かった。
- 5 モチベーションの高い仲間に、良い意味で刺激された。

現在、効果と問題点を整理しながら更なる効果的な教育体制の確立に向けて平成18年度から目標別学級編成を専門課程2年生にも適応し、基礎コー

スをあんまマッサージ指圧を目標とするコースに変更する方向で検討協議が行われています。



第27回理療教育課程卒業式

～新たな社会生活に、いざ～

平成18年3月1日、当センター講堂において第27回理療教育課程卒業式が執り行われました。28名の卒業生、10名の修了生は、2月25日、26日の国家試験を終えた安堵の表情を浮かべ、専門3年土川知義さんの答辞に、自らの学業生活を重ねあわせていました。

式典が終わると、級友、御家族、福祉事務所の方々とともに記念撮影をしながら互いの労をねぎらう例年の光景が見られました。

これからの新生活での幸せを祈念いたします。



利用者募集のご案内

国立障害者リハビリテーションセンター更生訓練所では、利用者の 募集を行っております。入所相談・見学については、下記までお問い合わせ 下さい。

当センター更生訓練所では

- (1)障害をお持ちの方に対して、就労を目標とした職業訓練と日常生活の自立 を目標とした自立訓練(身辺管理、家事、白杖を使用した歩行、点字、手話など)
- (2)視覚障害をお持ちの方に対して、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格取得の訓練を行っております。



障害者手帳をお持ちの方で、15歳以上の方が対象となり、宿舎での自立生活又は通所での利用が可能です。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月からの新事業開始に向けて、障害の種別にかかわらず、障害をお持ちの方にサービスが提供できるように、現在、訓練の見直しと受け入れ体制作りを進めております。



編集後記

厳しい寒さも峠を越し、雲間から覗く青い空と 陽光に、懐かしい春の兆しを感じるが多くなりました。

更生訓練所だよりの発行も三回目を迎えました。

みなさまと更生訓練所を繋ぐ絆の一つとして、より楽しく、有用な紙面づくりを目指し一層の努力を重ねたく思っております。

ご感想、ご要望等ございましたら、下記までお寄せ頂ければ幸いです。

【問い合わせ先】

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

国立障害者リハビリテーションセンター

更生訓練所 相談判定課

TEL 04-2995-3100(代表)

FAX 04-2992-4525(直通)

<http://www.rehab.go.jp/index.html>

